

令和2年3月3日

19:00

相模原市発表資料

新型コロナウイルス感染拡大防止において職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、休暇取得の勧奨、時差出勤の推進等を企業等に呼びかけることなどが重要事項として位置付けられていることを踏まえ、感染拡大防止の観点から、次の取得事由に該当する場合については特別休暇(有給)として取り扱うことができるものとしますのでお知らせします。

1 取得事由

- (1) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

2 取得可能日数

その都度必要となる期間

3 取得可能期間

令和2年3月2日(月)から当面の間

4 対象者

本市職員(非常勤職員を含む。)

5 その他

時差出勤や在宅勤務については、既に実施しており、公務への影響を最小にするよう努めます。

問い合わせ先

職員課

直通 042-769-9236

対応責任者 大田